第 4 部

土木工事施工管理基準

令和6年5月

大阪広域水道企業団

目 次

第 4 部 土木工事施工管理基準

第 1 章	土木工事施工管理	基準		
第1節	目 的 ・・・・			4-1- 1
第2節	適用・・・・			4-1- 1
第3節	構成・・・・・			4-1- 1
第4節	管理の実施・・・			4-1- 1
第5節	管理項目及び方法	<u> </u>		4-1- 1
第6節	規格値・・・・・			4-1- 2
第7節	その他・・・・			4-1- 2
第 2 章	出来形管理基準及	なび規格値	<u>ā</u>	
第1節	土木共通仕様書	第1編	共通編 ・・・・・・・・・	4-2- 1
第2節	土木共通仕様書	第3編	土木工事共通編 ・・・・・・	4-2- 1
第3節	土木共通仕様書	第4編	水道編 ・・・・・・・・	4-2- 1
第4節	土木共通仕様書	第5編	道路編 ・・・・・・・・	4-2- 1
第5節	土木共通仕様書	第6編	下水道編 ••••••	4-2- 2
出来	形管理基準及び規	格値		
	土木共通仕様書	第4編	水道編 ・・・・・・・・	4-2- 3
	土木共通仕様書	第6編	下水道編 ••••••	4-2- 10
第 3 章	品質管理基準及び	規格値		
1 ~ 37				4-3- 1
38 水道	品質管理基準			4-3- 1
笙 4 音	写直答押其淮			1-1- 1

第1章 土木工事施工管理基準

第1章 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、大阪広域水道企業団が発注する全ての工事について施工管理の基準を定めたものである。

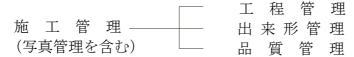
第1節 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

第2節 適用

この管理基準は、大阪広域水道企業団が発注する土木工事について適用する。 ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

第3節 構成



第4節 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して管理の目的が達せられるように速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

第5節 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を 行うものとする。

但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を「出来形管理基準」に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し、管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を「品質管理基準」に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

第6節 規格値

受注者は、「出来形管理基準」及び「品質管理基準」により、測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

第7節 その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明 視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真 管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに 提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2)情報化施工

10,000 m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

第2章 出来形管理基準及び規格値

【第1節 土木共通仕様書 第1編 共通編】

大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準 【令和6年4月版】 出来形管理基準及び規格値 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/r6_sekoukanrikijyun_1.pdf

【第2節 土木共通仕様書 第3編 土木工事共通編】

大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準 【令和6年4月版】 出来形管理基準及び規格値 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/r6_sekoukanrikijyun_1.pdf

【第3節 土木共通仕様書 第4編 水道編】

章、節	条	工種	準用する 出来形管理基準	頁
第1章 出来形管理基準				
第1節 出来形管理基準適用の留	意点			4-2-3
第2節 各工種及び測定項目等				4-2-3
第3節 出来形管理基準	1-3-1	管布設工		4-2-4
	1-3-2	弁室築造工		4-2-5
	1-3-3	塗覆装工		4-2-5
	1-3-4	水道施設構造物		4-2-6
	1-3-5	シールド・推進工事		4-2-8
	1-3-6	水管橋工事		4-2-9

【第4節 土木共通仕様書 第5編 道路編】

大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準 【令和6年4月版】 出来形管理基準及び規格値 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/r6_sekoukanrikijyun_1.pdf

【第5節 土木共通仕様書 第6編 下水道編】

【第5即 工不共通任体	一声 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	下小 担 補	1		
章、節	条	枝番	工種	準用する出来形管理基準	頁
第3章 管路	<u>-</u>				
第1節 管渠工(開削)	3-1-3		管路土工	第14編3-1-3管路土工(管路掘)	4-2-10
	3-1-3		管路土工	第14編3-1-3管路土工(管路埋)	"
	3-1-4		管布設工	第14編3-1-4管路土工(自然流下)	"
	3-1-4		管布設工	第14編3-1-4矩形渠(プレキャスト)	4-2-11
	3-1-4		管布設工	第14編3-1-4管布設工(圧送管)	"
	3-1-5		基礎工	第14編3-1-5基礎工(砂基礎)	"
	3-1-5		基礎工	第14編3-1-5基礎工(砕石基礎)	4-2-12
	3-1-5		基礎工	第14編3-1-5基礎エ(コンクリート基礎)	"
第3節 管渠工(推進)	3-3-3		推進工	第14編3-3-3推進工	4-2-13
第4節 管渠工(シールド)	3-4-3		一次覆工	第14編3-4-3一次覆工	4-2-14
	3-4-4		二次覆工	第14編3-4-4二次覆工	"
第5節 マンホールエ	3-5-3		標準マンホールエ	第14編3-5-3標準マンホールエ	4-2-15
	3-5-3		標準マンホールエ	第14編3-5-3マンホール基礎工	"
	3-5-4		組立マンホールエ	第14編3-5-4組立マンホール基礎工	4-2-16
	3-5-5		小型マンホールエ	第14編3-5-5小型マンホールエ	"
第6節 特殊マンホールエ	3-6-4		特殊マンホールエ(躯体工)	第14編3-6-4現場打ち特殊人孔工	4-2-16
			特殊マンホールエ	第14編3-6-4伏せ越し室・雨水吐	4-2-17
			特殊マンホールエ	第14編3-6-4伏せ越し管	"
第10節 立坑工	3-10-		立坑工	第14編3-10 立坑工	4-2-18
	3-10-		立坑工	第14編3-10 立坑土工	"
第4章処理場・ポンプ場	-				
第1節 敷地造成工	4-1-4		法面整形工	第14編4-1-4切土·盛土	4-2-19
第4節 本体作業土工	4-4-2		掘削工	第14編4-1-2土工(掘削)	4-2-19
第5節 本体仮設工	4-5-2		土留•仮締切工	第14編4-5-2(H鋼杭、鋼矢板)	4-2-19
	4-5-3		地中連続壁工(コンクルート壁)	第14編4-5-3コンクリート壁	4-2-20
	4-5-4		地中連続壁工(ソイル壁)	第14編4-5-3ソイル壁	4-2-20
第6節 本体築造工	4-6-3		直接基礎工(改良)	第14編4-6-3構造物基礎	4-2-20
第7節 場内管路工	4-7-10		管布設工	第14編4-7-10流入渠·流出渠	4-2-23
その他	ポンプ場・終え	末処理場のタ	呕体工	第14編 池・槽の主構造物	4-2-21
	ポンプ場・終え	末処理場のタ	呕体工	第14編 ゲート用開口部	"
	ポンプ場・終え	末処理場のタ	呕体工	第14編 可動堰用開口部	4-2-22
	ポンプ場・終え	末処理場のタ	呕体工	第14編 越流とい	"
	ポンプ場・終え	末処理場の第	呕体工	第14編 越流せき	"
					_

(第3節 土木共通仕様書 第4編 水道編)

第1節 出来形管理基準適用の留意点

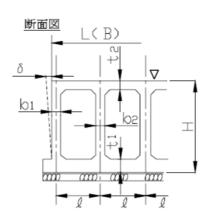
- 1. この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って各工事においては、起・終点及び各測点(No.)毎の測点管理を行い、その内から各工種の測定基準により出来形管理表等を作成すること。
- 2. 延長で管理する工種の内、施工延長が50m以下のものについては、1施工単位当り2 箇所測定すること。
- 3. 基準高は、次頁以降の適用欄に図示した▽印の位置を基準高とすること。
- 4. 管理位置については、予め施工計画書に記載すること。
- 5. 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によること。

基準高さの例

例1)

断面図 h1 h1 h1 h1 h1

例2)



第2節 各工種及び測定項目等

請負者は、出来形管理について監督職員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行うこと。

第3節 出来形管理基準

		測	定対象	規格値(mm)	測定基準	適 用
100m末満	<u> </u>	.種	測定項目	7901H JE (MM)	MACET	717
(1) 土被り(h1) ±30 40m毎、IP毎 (1) 井田位置(S2) ±30 無持管理上重要な箇所、始点、終点・連絡点・ IP・蓋・管端点(廃止管・象とする。 工事完成後の維持管理に要すため優力永久性の高い地物を欠象とする。 (2) 上規位置(S2) ±30 概ね40m毎とするが伏・超部等の特殊箇所及び付属施設は、全箇所 (2) 日連報 第8線毎、構造物間毎(介室等)に日々測定する。 (3) 大砂(h1) ±30 40m毎、IP毎 (新設・撤去・廃止) ±200 土被り(h1) ±30 40m毎、IP毎 (新設・撤去・廃止) 100m以上・ 200 上200 上200 上200 上200 (新設・撤去・廃止) 100m以上・ 200 上200 上200 <td< td=""><td></td><td></td><td>①ブロック毎②用途毎</td><td>±100 100m以上</td><td>(弁室等)に日々測定す</td><td>用途毎とは、新設・撤去・用途廃</td></td<>			①ブロック毎②用途毎	±100 100m以上	(弁室等)に日々測定す	用途毎とは、新設・撤去・用途廃
大		4	土被り(h1)		40m毎、IP毎	
世界に		未	オフセット(S1)	±30	所、始点·終点·連絡点· IP·蓋·管端点(廃止管	工事完成後の維持管理に要す ため極力永久性の高い地物を対 象とする。
①プロック毎 ②用途毎 「新設・撤去・廃止」			占用位置(S2)	±30	越部等の特殊箇所及び	
(1) (1) (新設・撤去・廃止) (新設・漁・利益・経済・ (おいま) (本の極力永久性の高い地物を対策) (本のでは、水の極力永久性の高い地物を対策) (本のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水のでは、水			延 長			
(新設・撤去・廃止) 500m以上 ±200		4 0 0 以		±100	(弁室等)に日々測定す	
() 管布 設工 土被り(h1) ±30 40m毎、IP毎 () () 以上 オフセット(S1) ±30 維持管理上重要な箇所、始点・終点・連絡点・上の極力永久性の高い地物を支援等) () 上 上 上30 概ね40m毎とするが伏越部等の特殊箇所及び付属施設は、全箇所 () 管中心高 ±30 世間に要するが代域部等の特殊箇所及び付属施設は、全箇所 () () () () () () () () () () () () () (1		(新設・樹土・肉止)			
設工 カフセット(S1) ±30 維持管理上重要な箇所、始点・終点・連絡点・IP・蓋・管端点(廃止管等) 工事完成後の維持管理に要すため極力永久性の高い地物を対象とする。 占用位置(S2) ±30 概ね40m毎とするが伏越部等の特殊箇所及び付属施設は、全箇所 管中心高 ±30 域ね40m毎とするが伏越部等の特殊箇所及び付属施設は、全箇所 管防護工 厚さ -20 実施箇所毎	$\overline{}$				40m毎、IP毎	
世界では、全部所名のでは、本語のでは、本語の特殊をあった。 はいでは、本語の特殊をあったでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語の特殊をあった。 また はいました はい	設		オフセット(S1)	±30	所、始点·終点·連絡点· IP·蓋·管端点(廃止管	工事完成後の維持管理に要す ため極力永久性の高い地物を対 象とする。
管中心高 ±30 付属施設は、全箇所			占用位置(S2)	±30		
コンクリート断面 (A,B,C,L,H) 管 防 護 工			管中心高	±30		
管 防 護 工				幅 -30		平面図
		管防	(A,B,C,L,H)	厚さ -20		
		護工	管下高(h)	±50	実施箇所毎	H A A

Ì	則	定対象	₩ 妆 /忒()	加宁甘淮	適 用
工	種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	週
		管中心高(土被り)	±30	実施箇所毎	新疆区 一人 - 1000
	組立マンホール	基礎部(h, b, b') Co部;管軸·管直角方向 (h2, b)	幅 -30 厚さ -20	実施箇所毎	
		側塊	設計図書に示す数値から 高さ方向 ±10 管 軸方向 ±30 管直角方向 ±30	実施箇所毎	h h
(2)弁		キャップ位置(a)	弁類の芯〜 管 軸方向 ±30 管直角方向 ±30	実施箇所毎、弁類毎	
弁室築造工	現	管中心高(土被り)	±30	実施箇所毎	断面図(現場打)
工	場打ちコンクリートボ	基礎部(h, b, b') Co部;管軸·管直角方向 (外寸·箱抜き寸法)	幅 -30 厚さ -20	実施箇所毎	MINIS (SAMO)
		壁体部 Co部;管軸·管直角方向 (b1,b2,h1,t)	内・外寸法 ±30 高さ ±30 壁厚 -5~+10	実施箇所毎	h 1
	ツクス	キャップ位置(a)	設計図書に示す数値から 管 軸方向 ±30 管直角方向 ±30	実施箇所毎、弁類毎	<u>ь</u> і
	外	工場塗装との重ね代	+50以上	実施箇所毎	熱収縮チューブ又はシートによる
(3)涂	面	シート円周方向の重ね代	+50以上	大心固川中	外面ジョイントコートに適用する
塗覆装工	内面	塗膜厚	0. 5以上	参膜厚の測定は、電磁 式膜厚計等の測定器具 により測定する。測定箇 所は、円周方向に各々5 00mm間隔とする。	
		Co・コンカリートの取			

※ Co:コンクリートの略

ì	測	定対象	担投荷()	测学甘淮	適 用
工	種	測定項目	規格値(㎜)	測定基準	適 用
	基礎工・	基準高	±50	・全箇所について測定	D:杭径
	基礎杭	偏心量(a)	2方向ともに D/4以内、 かつ100mm以内		
	栗石・砕	幅	幅: 設計値以上 厚さ: 設計値以上	200㎡に1箇所の割合	t:厚さ
	石基礎	厚さ	平均値:-10	で測定	1.序0
	矢板	基準高	±50	延長20mに1箇所の割 合で測定(原則として、測 点で測定)	<u>-変位</u> 基準工
	Ĭ	変位(ズレ)	100	施工延長20m以下は2 箇所測定	
		基準高 ▽	±25	1ブロック当り 3~5箇所測定	断面図
4) 水		壁体の鉛直ズレ (δ)	±30	1面につき 2〜3箇所測定	Δ
道施設構造		支間寸法 (0)	+30 -25	1ブロック当り、総支間数 の1/20の割合で測定	<u>b1</u> <u>b2</u>
構造物	1各部材の	断面寸法 ①柱・桁及び類似 部材の断面寸法 又は壁、床版、頂 版及び類似部材 の厚さ (b1,b2,t1,t2)	規定寸法の 2%以内及び +10 - 5	①柱・桁類 1ブロック当り、総数の各1/ 10の割合で測定 ②壁類 1ブロック当り、総壁枚(面) 数の各1/10の割合で測 定。ただし、壁面は1面につき2~3箇所測定。	
	寸 法	(01,02,11,12)		③床版・頂版類 1ブロック当り、3~5箇所測 定	平面図
		②平面長 (L,L1,B,B1)	規定寸法の ±1/1000	①1ブロックの縦・横方向の各2箇所測定 ②1池(区画)の全長の縦・横方向の各2箇所測定	
		③高さ(H)	±25	1ブロック当り 3~5箇所測定	
	2仕上がり面	平坦性(α) (床版・頂版) ①金ゴテ仕上げ ②木ゴテ仕上げ	± 5 ± 7	直線定規等を3m区間 に当てて測定 施工規模に応じて50 ~200m2に1箇所測定	3. 00 m

出 来 形 管 理 基 準

	測.種.	定 対 象 測 定 項 目	規格値(mm)	測定基準	適用
	伸縮装置	取付間隔(δ)	センターバルブ外径 (d)の1/4以下	5m毎に1箇所測定	
水道施設構造物	止水板	取付間隔(δ)	止水板幅 (b)の±10%以内	5m毎に1箇所測定	
	配管の電蝕対策	鋼管、DCI管と鉄 筋との離隔	設計離隔に対して ±20	管断面の0°、90°、1 80°、270°の4箇所で 測定(各断面の最小離隔 距離(d)を測定)	選挙又はダクライル者
	ライ R P グ	ライニング厚さ	0 ~ +5	1面当り5箇所測定、又 は、 30m2当り5箇所測定	
	ろ過砂敷均し	敷均し厚さ	0 ~ +20	1池当り10箇所測定し、 その平均値とする。 測定は、洗浄後とする。	

	測	定	対象	4144 (± /)	އπ / → + + >#+	∕≄: □	
	[種	浿		規格値(mm)	測定基準	適用	
			基準高	-50			
	管 理		立坑の長さ(L)内寸	-30			
	立坑		立坑の幅(a)	-30			
	一 本		立坑の高さ(H)	-50	設計図書に表示のある 主要寸法について測定	h he	
	設		立坑階高(h1,h2・・)	±20	- □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □ - □		
			立坑壁厚(t1,t2)	-20	_		
		Alexa .	立坑スラブ厚(t3)	±20			
	配	鋼管・	延長	±100	管底高は、施工延長2		
	管 工	D C	管底高	±30	5mに1箇所測定する。 管径は、施工延長50m に1箇所測定する。		
		I	通り	±30	(二面/月例にする。		
			基準高	±50			
			中心線の偏位	± 50	推進中は推進管1本毎測定 推進完了後は測点毎測定		
5	推進		勾配	±20%	TILLE OF THE PROPERTY OF THE P		
う シ	エ		延長	−L∕500 カュつ −200			
]		量	滑材の注入量 込材の注入量	特に定めない	計量を行うこと。	ブリージング率、ゲルタイム、圧縮強度	
ルド・			び注入圧	特に定めない	1回以上測定すること。	ファーンング学、グルティム、圧相強度	
推進			基準高	±50	推進中は1リング毎測定		
上 工事			中心線の偏位	±50	一次覆工完了後は5リングに1回測定		
7	ーシー 次 覆ル		延長	-100	適宜、監督職員の指示した場合		
	18/2		真円度	特に定めない	10リングに1回測定		
			F泥材の注入量	特に定めない	計量、粘性、比重の測定を行うこと。 配合試験は200リングに1回、フロー値、粘性、ブリージング率、		
			び注入圧	特に定めない	ゲルタイム、圧縮強度を定期	的に測定すること。	
	管		断面(幅・厚さ等) L, B, h1,h2,h3	+50		断面図	
	防 護 工	管下高 h		±50	実施箇所毎に測定する。	ha the think the	
	管防護工	護			実施箇所毎に測定する。	推進用鉄筋コンワリート管砂でん名配水管 メ	

	測 種	定対象	規格値(㎜)	測定基準	適用	
		基準高	±20			
		橋台の天端長(L1)	-30		上1	
		橋台の敷長(L2)	-30		Ē	
		橋台の天端幅(橋軸方向) A, a1,a2	-20		L2 a3 E	
	橋	橋台の敷幅(橋軸方向) a3	-30	橋軸方向の断面寸法 は、中央及び両端部、そ	5	
	台	橋台の高さ(h1)	-30	の他設計図に表示のある主要寸法について測		
	工	橋壁の高さ(h2)	-20	定する。	δ1δ2	
		床版の高さ(h3)	-20			
		橋台間距離(L)	±30		, ,	
		中心線に対するズレ(δ1) (橋軸方向)	±30			
		中心線に対するズレ(δ2) (橋軸直角方向)	±30			
6		全長•支間 L	+L/1000 -0 但し、最小値+50mm			
水管橋		製作キャンバー δ	+10% -0 但し、最小 1mm		δ 1	
工事	鋼	管体の通り(直進度)	仮組立支間任意の箇所 について管軸芯に対して 左右±10		B	
	橋(江	桁・トラスの高さ H	±H/500 但し、最小 1mm		Н	
	仮組立	析・トラスの中心間距離	±B/500 但し、最小 1mm			
	時)	桁・トラスの通り	仮組立支間任意の箇所 について管軸芯に対して 左右±10		B	
		析・トラスの鉛直度	±H/500 但し、最大値10mm・最小 値1mm		H	
		現場継手の目違い	板厚の10% 但し、板厚15mm以下に ついては1.5mm以下			
		各層膜厚 各層設計膜厚 以上		測定基準	ヨにテオレセM下・中・L冷Mのタ	
	塗			膜厚の測定は、測定項目に示すとおり下・中・上塗りの各種毎に測定する。合計膜厚は設計膜厚以上とする。 1. 鋼橋(水管橋本体) 膜厚は、電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の		
	膜					
	厚				0円周任意の4点で測定する。	

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4 下 水道	3管路	1管渠工(開削)	3管路土工	管路掘削	深さ幅	±30 -50	マンホール間ごとに1箇所測定する	GL h	
1 4 下水道	3管路	1 管渠工(開削)	3管路土工	管路埋め戻し	基準高さ	±30	マンホール間ごとに 1 箇所測定する		
1 4 下 水道	3管路	1 管渠工(開削)	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高さ 中心線の変位 (水平) 勾配	±30 ±50 ±20%	基準高さ、中心線の変位(水平)はマ ンホール間の中央及び両端を測定する。		
					総延長 L 延長 I	-200 - L ∕ 500 か つ-200	- 延長 はマンホール間を測定		

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4	3 管 路	1管渠工	4 管		基準高さ	±30			
14下水道	路	工 設		中心線の変位 (水平)	±50	基準高さ、中心線の変位(水平)は施工延長 20mにつき1箇所の割合で測定する。			
		開削)		矩形渠 (プレキャス	勾配	±20%			
				h)	総延長L	-200			
		延長I	ー L ∕ 500 かつ−200	延長।はマンホール間を測定					
1 4 下水道	1 3 1 4 管 4 管		基準高さ	±30					
道		中心線の変位 (水平)	±50	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定す る					
					総延長L	-200		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
1 4 下水道	3 管 路	1管渠工(5管基礎工		基準高さ	±30		↑	
		割	砂基礎	幅	-50	各マンホール間の中央部及び両端部等を測 定する。	h V		
			厚さ	-30		В			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘要
1 4 下 水道	3 管 路	1 管 渠 工	5管基礎工		基準高さ	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等 を測定する。		
追		開削)	Τ.	꾜ᅮ甘ᆄ	幅	-50			
		砕石基礎	厚さ	-30	を測定する。	b			
1 4 下 水 道	3 管 路	1管渠工(5管基礎工		基準高さ	±30			
		(開削)		コンクリート	幅	-30	 各マンホール間の中央部及び両端部等		
				基礎	厚さ	-30	を測定する。	h b	

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規 格 値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
14下水道編	3 管 路	3管きょエ(3 推進工	推進工	基準高	±50			
		推進)			中心線の偏位	±50	推進中は、推進管1本毎測定		
					勾 配	±20%	推進完了後は、測点毎測定		
					延長	ーL/500 かつ-200			
					滑材の注入量	特に定めない	計量を行うこと		
					裏込材の注入量 及 び 注 入 圧	特に定めない	配合試験、フロー値、粘性、ブリージン 1回以上測定すること	グ率、ゲルタイム、圧縮強度を	

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規	———— 格 値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘要
14下水道編	3管路	4シールドエ	3一次覆工	一次覆工	基準で中心線の偏位 延 -	= 特にな 量 特にな	±50 ±50 -100 Eめない Eめない	推進中は、1リング毎制定 1次覆工完了後は、5リングは適宜、監督職員の指示した場合 10リングに1回測定 計量、粘性、比重の測定を行 配合試験は200リングに1回タイム、圧縮強度を定期的に対	うこと フロー値、粘性、ブリージング率、ゲル	
1 4	3管路	4 シ	4二次覆工	二次覆工	基準	高 =	± 30	二次覆工打設単位毎測定		
4下水道編	路	ー ルド	次覆		中心線の偏位	=	± 30			
道編		ドエ	Î		延	長 -	-100	適宜、監督職員の指示した場合 二次覆工打設単位毎測定	合	
					真 円	度特に気	目めない	,一 人 復工打 改 年世 		

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4	3 管路	5マンホ	3 標		基 準 高	±30		TORRU TORRU	
4 下水道	路		3標準マンホ		幅 b (内法)	-30			
		ルエ	ホールエ		壁厚 t	-20			
			T	標準マンホールエ	人孔天端高	±30	 1施工箇所ごとに測定する。 		
								t b t	
1 4 5	3 管路	5マンホ	3標準		基 準 高	±30		1000 E E	
14下水道	哈	ノホールエ	3標準マンホ-		床掘深H	±30			
		_	ルエ		基礎工幅B 1	-50		H	
				マンホール基礎工	基礎工高h1	-30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					コンクリートエ 幅B 2	-30			
					コンクリートエ 高h2	-10		$\begin{array}{c} & B2 \\ & B1 \end{array}$	

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4	3 管 路	5マ	4 組		基 準 高	±30		GL PRINT	
4下水道	路	5マンホー:	4組立マンホ		人孔天端高	±30			
		· 보	ル	組立マンホールエ			 1施工箇所ごとに測定する。		
			I						
1 4 下 水道	3 管 路	5マンホ-	5小型マンホ		基準高	±30		GL	
道 		ールエ	ンホールエ	小型マンホールエ ル	人孔天端高	±30	1 施工箇所ごとに測定する。 -		
								E TOTAL S	
1 4	3 管路	6 特	4躯体工		基準高	±30		Park GL	
1 4 下水道	路	6特殊マンホ	1 <u>4</u> T		幅 B	-30			
		ハールエ		現場打ち特殊	高 さ h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
			人孔	壁厚 t	-20		h B -		
			人孔天端高	±30		t t			

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4	3 管 路	6 特	伏芸		基 準 高	±30			
14下水道	路	ターン ない	越し室		幅b(内法)	±30		, → ^t ← b → ←	
		6特殊マンホールエ	伏せ越し室・雨水吐室エ		壁厚 t	±30			
		上	室工		厚さ t	-20		The state of the s	
				伏せ越し室・雨水吐 室			1施工箇所ごとに測定する。		
1 4 下水道	3 管 路	6特殊マ	伏せ越し管工		基準高	±30			
追		6特殊マンホールエ	官工	伏せ越し管	中心線の変位	±30	1施工箇所ごとに測定する。		

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規 格 値	測 定 基準	測 定 箇 所 摘 要
1 4	3 管路	1 0			基準高	±30		
14下水道	路	·O立坑工			寸法 B	±100		T
					深さ h	±30		22.8071
			立坑工			1施工箇所ごとに測定する。	$\begin{vmatrix} h \\ \hline (M) \\ \hline (M) \\ \hline B \end{vmatrix}$	
1 4	3 管路	1 0			基準高	±30		
14下水道	路	O立坑工			砕石基準幅 b 1	-50		VINU -
坦					砕石基礎厚さ t 1	-30		
					底版コンクリート基準高さ	±30		
				立坑土工	底版コンクリート幅 b 2	-30	1施工箇所ごとに測定する。	
					底版コンクリート厚さ t 2	-10		$ \begin{array}{c c} \hline $
								$ \begin{array}{c c} \hline (11) & (11) & (1) \\ \leftarrow & b2 & & \uparrow \\ \hline & & b1 & \end{array} $

()(生物 .	ハンノ・	場工事)						
編	章	節	条	工種	測 定 項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1	4	1	4		基準高	±50			
4 下水道	- 処理場・	敷地造成工	4 法面整形工		幅W	-100		La V	
道	ポ	炭工	形 工	切土・盛土	法長L<5m	盛土:-100	施工延長概ね 40mごとにつき 1 箇 所、40m未満は 1 施工箇所につき 2	**************************************	
	ポンプ場			列工・強工	法長L<5m	切土:-200	箇所測定する。	₩ \	
	场				法長L≧5m	盛土:-2%		<i>✓</i>	
					法長L≧5m	切土:-4%			
1 4 下 水道	4処理場・	4本体作業土工	2掘削工		基準高	±50	±=-77 ≡ 107 40 == 1 / 1 ±0±±± . J	V	
道	場 ・ポンプ場 		土工(掘削)	幅 B	-100	施工延長概ね 40mごと(小規模なものは 20mごと)に基準側線を設定し、基準高さを 10mごと、変化点ごとに測定する。			
								B	
1 4 下 水道	4処理	5本体仮設工	2 土留・		基準高	±50		変位	
道	4処理場・ポンプ場	仮設工	·仮締切工	土留・仮締切工	根入れ長 L	設計値以上	施工延長 20mごとにつき 1 箇所、		<u>に 辛に</u> 乳の担
	場	切工	土留・仮締切工 (H鋼抗、鋼 矢板)	変位	100	20m未満は1施工箇所につき2箇所 測定する。		任意仮設の場 合は除く	
								* 1111 -	

-2-19

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要											
1 4	4 処	5 本	3 地		基 準 高	±50	基準高さは施工延長40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長	<u>← L1</u>												
4下水道	・処理場・ポ	5本体仮設工	3地中連続壁工		地中壁の長さ L1	-50	40m (または 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき、2 箇所測定する。	L1												
	ポンプ場		Ī	コンクリート壁	垂直変位	300	垂直変位は施工延長 20m (測点間隔25m													
					壁体長	-200	の場合は 25m)につき 1 箇所、延長 20m (または 25m)以下のものについては 1 施工箇所につき、2 箇所測定する。													
1 4 下 水 道	4 処理場	5本体仮設工	4 地中連結	4 地中連 続 壁 エ ソイル壁	基準高	±50	基準高さは施工延長 40m (測点間隔25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものについては 1													
坦	4処理場・ポンプ場	五	壁工		地中壁の長さ L1	-50	施工箇所につき、2箇所測定する。	< L 1												
					ソイル壁	フィル壁 -	ノイル室	ノイル室	7172	7172	7172		, , , , ,	, , , , ,	, , , , ,		垂直変位	D/4以内	垂直変位は施工延長 20m (測点間隔25m の場合は 25m) につき 1 箇所、延長 20m	
					壁体長	-200	(または 25m) 以下のものについては 1 施工箇所につき、2 箇所測定する。	3												
1 4 下 水道	4 処理場	6本体築造工	3直接基礎T		幅	設計値以上														
水道		築造工	基 礎 工	構造物基礎厚さ	設計値以上	施工延長 20mにつき 1 箇所以上、延長20m 以下のものについては 1 施工箇所につ き、2 箇所測定する。	+													
	世 ポ エ エ 構造物基 ン プ 場		延長	各構造物の規 格値による																

編	章	節	条	エ	種	測 定 項目	規格値	測定基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4 下				ポンプ場・ 終末処理場	池・槽の 主構造部	基準高	±30	1池 (又は1槽) について、 図面の主要な寸法表示箇	× 1 ^{t2}	高さが、10m 以上の施設に
4下水道編				の躯体工		幅 b ₁ , b ₂	±30	□ 所を測定する。 □ 蛇行量は、沈殿池(掻寄機		ついては、目標 値とする。
編						高 さh ₁ , h ₂	±30	据付け箇所)等の池・槽を 測定する。	h1 t1 [b2]	
						長 さ L < 20m L ≧ 20m	±50 ±100	ANJAC 7 O.O.	b 61	
						厚 さ t ₁ , t ₂	−20 (※−10)		X1 X2	
						蛇 行 量X ₁ , X ₂	±30		 長さとは、主構造の全体にまたがらない部	※ 床版部分
						基 準 高	±20		分的な小水路等の長手方向に距離をいう	
						幅	±20		- h. K - b	ピット等寸法
						高 さ h	±20		<u>▼ (t1)</u>	が2m未満の 構造部分で流
						長 さ	±50		h h	出とい、越流せきを除く。
						厚 さt ₁ , t ₂	±10		\textstyle	
					ゲート用 開口部	基 準 高	−20 ~ O	開口部ごとに測定する		
					NU HP	幅 b	o ~ +20	1	x h	
						高 さ h	±20	1		
						対 角 線 長 X	±20			
										

#-
\mathcal{O}
\mathcal{O}
\sim

編	章	節	条	エ	種	測	定項	目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4				ポンプ場・ 終末処理場	可動せき用 開口部	基	準	高	−20 ~ 0	開口部ごとに測定する		
4下水道編				の躯体工	NO AP	幅		b	o~+20	_		
編						高	 خ	h	±20	-	x h	
						対角	線上	Ę Χ	±20			
											b	
					越流とい	基	準	高	±20	基準高は、とい(樋)ごとに交差点等を 測定する。 幅、高さは各地、1樋に		
						幅		b	±20	ついて3箇所測定する。長さは、各池 - 外周部の樋について測定		
						高	さ	h	-20		h 19-1	
						長		<u></u>	±50		h h	
					越流せき	基	準	高	±20	基準高は、中央及び両端部を測定する。 既製品は、幅、高さの測定を不要とす		流出といへの 越流せきを除
						幅		b	±20] る。] ※せき板(既製品)を使用の場合		く一般のコン クリートせき
						高	ż	h	−20 (※±5)		Į <u>b</u>	に適用。 せ き頂点は、水 平にし上げ
						長		خ	±50		越流せきとは、流出といへの越流せき及び一般コンクリートせき等を対象とする。	る。

編	章	節	条	工種	測 定 項目	規格値	測 定 基準	測 定 箇 所	摘 要
1 4	4 処	7 場	1 0		基 準 高	±30		t +t 	
14下水道	4処理場・ポンプ場	7場内管路工	- 0管布設工		幅 b	-30		♦	
	ボンプ	I	エ	太子语 法山语	高 さ h	-30	ᇌᆚᅈᇝᆉᄽᆂᆕᄨᇎᄼᄤᅌᆉᄼ		
	場			流入渠・流出渠	厚さ t	-20 L<20m:-50	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
					延長	L<20m : -50 L≧20m:-100			

第3章 品質管理基準及び規格値

品質管理

1 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

2 品質管理基準及び規格値

1~37まで

大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準 【令和6年4月版】 品質管理基準及び規格値 参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/r6_sekoukanrikijyun_1.pdf

38 水道品質管理基準

第1節 品質管理基準適用の留意点

この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場施工に対する試験(測定)種目とその管理基準を定めたものであり、各工種の試験(測定)基準により品質管理表及び合格判定表等を作成すること。

1. 区分における必須とは、

各工種の試験項目の中で施工に際して必ず試験(測定)を実施する項目とする。

2. 区分におけるその他とは、

必須に次ぐ試験種目で、必要に応じて特記仕様書または監督職員が指示した場合に試験(測定)を実施する項目とする。

3. その他

道路復旧等の品質管理基準は、各道路管理者の定める基準によること。

第2節 各工種及び測定項目等

請負者は、品質管理について監督職員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行うこと。

エ	種	区	試験(測定)種目		管 理 基	準				摘	要
種	別	分	1. (1977 (1971)) 11 日	試験(測定)の基準		品質	規格			111-1	~
					水道用ダクタイル鋳鈴	失管		JWWA G		製造業者	名の
			ダクタイル鋳鉄管					JDPA G	1042	「受検証	
纪	鋳	必		日本水道協会による検査						Z IX III.	/1 日]
管	鉄				・モルタルライニング			JWWA A	113	※内•外	
配管材料	鉄管	須			・エポキシ樹脂粉体	 		JWWA G	112	は設計図	
料	٠				外面塗装					定したもの	\mathcal{D}_{\circ}
	錙				・水道用ダクタイル管月			JWWA K	139		
	管				・ダウタイル鋳鉄管外	面特殊資	送装	JDPA Z	2009		
	•										
	そ				水道用ダクタイル鋳鍔	失異形管		JWWA G	114		
	の		ダクタイル鋳鉄管					JDPA G	1042		
	他		(異形管)		内面塗装						
					・エポキシ樹脂粉体	卜塗装		JWWA G	112		
								JDPA Z	2011		
					外面塗装						
					・水道用ダクタイル管月			JWWA K	139		
					・ダクタイル鋳鉄管外	面特殊資	送装	JDPA Z	2009		
					JWWA G	113		JDPA G	1029		
			1. Y		JWWA G	114		JDPA G	1041		
			水道用ダクタイル		JWWA K	156		JDPA G	1042		
			鉄管用 接合 部品					JDPA G	1043		
			白白印音					JDPA Z	2002		
								JDPA Z	2017		
			1 74 17 18 18 18			1				1	
			水道用ダクタイル			図書で指					
			鉄管用 離脱 防止押輪		(押しボルトと	クサビボ	ルトは同]本数のも	っの)		
			1977年11年中間								
			ポリエチレン								
			スリーブ		水道用ダクタイル鋳鍛	失管用		JWWA K	158		
			推進工法用					JDPA G	1029		
			がクタイル鉄管								
			プラブコル以目								
			ダクタイル鋳鉄製					JDPA G	1041		
			ラクタイル研究器 貯水槽								
			(耐震・緊急用)								
			(101726 2/1/1971)								

品質管理基準

工	種	区八	試験(測定)種目	34 FA (2017-) ~ ++ 24-	管理基準	摘要
種	別	分		試験(測定)の基準	品質規格	1
					水道用塗覆装鋼管 JWWA G 117	製造業者名の
					内云涂状	「受検証明書」
	鋳	必			内面塗装	> 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
配	鉄	須			・水道用液状エポキシ樹脂塗装 JWWA K 135 ・水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装 JWWA K 157	※内·外面塗装
管	管		水道用 塗覆			は設計図書で指定したもの。
材	•		装鋼管		外面塗装 ・水道用ポリウレタン被覆 JWWA K 151	足したもの。
料	鋼				・水道用ポリウレタン被覆 JWWA K 151 ・水道用ポリエチレン被覆 JWWA K 152	
	管				・水道用がタエノレン 恢復 JWWA K 152・水道用ジョイントコート JWWA K 153	
	•				「水垣用フョイントュート Jwwa K 193	
	そ				設計図書で指定したもの	
	の				JWWA G 118	1
	他		水道用 塗覆		J.W.1 G 110	
			装鋼管		設計図書で指定したもの	
			(異形管)			
			1 37/1 H		JIS G 3468 JWWA G 115	
			水道用 ステンレ		JWWA G 117 JWWA G 118	
			ス鋼管		設計図書で指定したもの	
			メカ挿加工			1
			管端リング ス		独自仕様	
			ラストカラー			
			t I tulu tata			
			伸縮管		設計図書で指定したもの	
			不断水割 T字管		記卦図書が比字! なもの	
			个例 小 剖 1 于官		設計図書で指定したもの	
						-
			水道管 明示		独自仕様	
			テープ		22日1218	
						-
		l				

_	揺	17.			管 理 基	進			
工種	種別	区分	試験(測定)種目	試験(測定)の基準		摘 要			
配	管の	必須	ボルトの 締付 けトルク	継手箇所毎	日本ダクタイ	日本ダクタイル鉄管協会発行の便覧によ			
A-A-	接へ				る(1) K·NS·S	提出する			
管	合				る(I) K·NS·S (E) 管径(mm)	締付けトルク	ボルトの呼び	1	
					75	60N·m	M16		
					100 ~600	100N·m	M20		
					700 ~800	140N•m	M24		
					900 ~2600	200N·m	M30		
					(2) U·UF形継ョ 管径(mm)	ミ 締付けトルク 120N・m	ボルトの呼び M22		
					$700 \sim 1500$ $1600 \sim 2600$	120N • m 140N • m	M24		
					呼で (m 75 1000				
					75 ~200	が即刊リリアクラ 60N・m	M16		
					$250 \sim 300$ $350 \sim 400$ $450 \sim 600$	90N·m 120N·m 260N·m 570N·m 1200N·m	M20 M22 M24 M30 M36		
					②メタルタッチの mm厚の隙間ゲー こと。)場合(GF) フラン -ジが入らない	·ジ面間に0.5		
					(4) 離脱防止押輪 とするが、製造業 と。	(クサビボルト) 1(養者に確認するこ	00N·mを標準		

工	種	区			管 理 基	準				₩ ₩
種	別	分	試験(測定)種目	試験(測定)の基準			規格			. 摘 要
配管	管の	必須	標準胴付間隔 許容曲げ角度	継手箇所毎	日本ダクタイ(府水基準の				/2)	継手チェック シートを作成し 提出する
	接				(1) K形継手	許容胴			許容胴	
	合				管径(㎜)	付間隔	管径	(mm)	付間隔	
					$75 \sim 250$ $300 \sim 900$	20 32	2000 2100		53 55	
					1000 ~1500	36	2200		58	
					1600 1650	43 45	2400 2600		63 71	
					1800	48	2000		11	
					管径 許容曲	げ角度	管径		げ角度	
					(mm) 便覧	府水基準	(mm)	便覧	府水基準	
					$75\sim200$ 5° 00′ 250 4° 10′	2° .30′ 2° .05′		2° 10′ 2° 00′	1° .05′ 1° .00′	
					300 5° 00′	2° .30′	1000	1° 50′	0° .55′	
					350 4° 50′ 400 4° 10′	2° .25′ 2° .05′	1100 1200		0° .50′ 0° .47′	
					450 3° 50′	1° .55′	1350	1° 20′	0° .40'	
					500 3° 20′ 600 2° 50′	1° .40′ 1° .25′	$1500 \sim$	1° 10′	0° .35′	
					700 2° 30′	1° .15′		1° 30′	0° .45′	
									ļ	
					(2) NS形·SII用		ざみ産	許容胴	I	
					管径 (mm)	許容曲 便覧	け 角 及 府水基準			
					75~100 150~250		2° .00′ 2° .00′	45 60		
						3° .00′	1° .30′	69		
					350 400		1° .30′ 1° .30′	70 71		
					450	3° .00′	1° .30′	73		
					500 600		1° .40′ 1° .25′	75 75		
					700	2° .30′	1° .15′	75		
					800 900		1° .05′ 1° .00′	75 75		
					1000		0° .55′	80		

品質管理基準

工	種	区	34FA (2017) 1F D		管 理 基 準	·
種	別	分	試験(測定)種目	試験(測定)の基準	品質規格	摘 要
配管	管の接合	必須	標準胴付間隔許容曲げ角度	継手箇所毎	日本ダクタイル鉄管協会発行の便覧による (府水基準の許容曲げ角度は、便覧の1/ (3) S形継手 管径(mm)	W/ T T
					$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
					(4) U形・US形継手 管径(mm)	
					(5) PII 形継手 管径 (mm)	

第4章 写真管理基準

大阪府都市整備部 土木工事施工管理基準 【令和6年4月版】 参照 写真管理基準

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6810/r6_syashinkanrikijyun_1.pdf.